

岩手県司法書士会からのお知らせ

お困りごとのご相談をお受けします


- ◆不動産の名義変更や権利証をなくしたときはどうしたらいい？
「買い上げ対象の土地について『相続登記が必要』と言われたけれど…」
～土地や建物が亡くなった方の名義のままになっている場合、
「相続登記」の手続きを行い、相続人に名義を変更する必要があります。
「この機会に、土地の名義を息子・娘に変えたい」
～一定の場合、相続時精算課税制度（いわゆる生前贈与）の適用を受けることができます。
「権利証がなくなってしまったが不動産の権利はどうなるの？」
～権利証をなくしただけで権利を失うことはありません。
心配な場合は、不正な登記を防ぐための制度もあります。
- ◆震災前に組んだローンの支払いができない…
「津波で流された家や車のローンが残っている。」
「代々受け継いできた土地は手放したくない」
～「私的整理ガイドライン」という制度を活用することで、将来ローンを組める状態で支払いを減額してもらうことができる場合もあります。
- ◆このほか、さまざまな不安や疑問におこたえいたします、

平成25年4月14日（日）
宮古市司法書士相談センター開設!!

宮古信金
西町出張所
2階

場所 宮古市西町2丁目2-3
宮古信用金庫西町出張所2階

4月の相談日時
4月14日（日）10:00～12:00
4月27日（土）13:00～16:00
4月28日（日）10:00～13:00
※予約不要です。
お気軽にお立ち寄りください。



司法書士による無料電話相談も実施しております。

お電話でのご相談はこちらへ ⇒ 0120-823-815

《平日の午前10時から午後1時まで》

※お問い合わせ先 岩手県司法書士会 019-622-3372